

計 画 書

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（尼崎市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中、武庫町1丁目11生産緑地地区ほか2地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
武庫町1丁目11生産緑地地区	約0.08ha	
南武庫之荘9丁目5生産緑地地区	約0.22ha	
田能1丁目2生産緑地地区	約0.24ha	

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

- 2 都市計画生産緑地地区に、南武庫之荘9丁目5-1生産緑地地区ほか1地区を次のように追加する。

名 称	面 積	備 考
南武庫之荘9丁目5-1生産緑地地区	約0.13ha	分断による追加
田能1丁目2-1生産緑地地区	約0.20ha	分断による追加

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

- 3 都市計画生産緑地地区中、水堂町3丁目2生産緑地地区を廃止する。

「位置図及び計画図は別紙図面表示のとおり」

理 由

別添理由書のとおり

理 由 書

生産緑地法第10条に基づく生産緑地の買取り申出がなされたが、市長による買取り及び農業従事者への取得あっせんが不調となり、同法第14条の規定に基づき生産緑地地区内における行為の制限が解除された。

このため、継続的な生産緑地の維持が不可能となり、生産緑地地区の変更及び廃止を行うもの。